



発行所 ☎730-0012
広島市中区上八丁堀8番10号
建設業労働災害防止協会広島県支部
TEL (082) 228-8250
印刷所 広島市西区中広町3丁目11番8号
有限会社 潮流社
TEL (082) 232-5616

定価 44円 送料 63円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「防災防広島」の購読料が含まれています。 4月号

令和6年度

広島労働局

労働行政のあらまし(抜粋)

～実現しよう 安全・安心・いきいき働けるひろしま～

安全で健康に働くことができる環境づくり

ア 長時間労働の抑制

- (ア) 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場、過労死等労災請求のあった事業場等に対する監督指導を実施します。
- (イ) 全ての労働基準監督署に編成した「労働時間相談・支援班」が、改正労働基準法の周知や時間外・休日労働協定の作成方法の教示等の労務管理について相談・支援等を行います。

イ 労働条件の確保・改善対策

- (ア) 監督指導等により労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案は司法処分も含め厳正に対処します。さらに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において賃金不払残業が認められた場合は、その是正を指導します。
- (イ) 平日夜間、土日・祝日に実施しているフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を周知するとともに、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進します。

- (ウ) 令和6年4月に施行された裁量労働制に係る改正省令等の周知を図るとともに、裁量労働制について不適正な運用の疑いがある事業場を監督指導等します。
- (エ) 労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する改正省令が令和6年4月に施行されたことの周知・啓発を図ります。

目次

- | | |
|---|---|
| ☐ 令和6年度 労働行政のあらまし ……………1・2 | ☐ 時間外労働の上限規制が適用されます ……………6 |
| ☐ 令和6年度 広島労働局 安全衛生等関係職員一覧…3 | ☐ 労働災害発生状況 ……………7 |
| ☐ 令和6年 「STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン」……………4・5 | ☐ 令和6年度講習計画 ……………8 |

(オ)外国人技能実習生について、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場を重点的に監督指導を実施するとともに、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案は、司法処分を含め厳正に対処します。

(カ)障害者である労働者について、法定労働条件の履行確保を図るため、関係機関と連携し、情報を共有するとともに、事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ります。

(キ)「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けて周知・啓発に取り組むとともに、「労災かくし」が明らかになった場合は、司法処分を含め厳正に対処します。

ウ 時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等に対する支援の実施

(ア)建設業、自動車運転者及び医師に係る時間外労働の上限規制適用について、取引関係者、さらに国民全体の理解を促進するため、適用猶予事業・業務の時間外労働の上限規制サイト「はたらきかたススめ」を通じて周知を図ります。

(イ)トラック運転者について、中国運輸局広島運輸支局とも連携しながら、労働局に編成した「荷主特別対策チーム」が中心となって、監督署が発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等を要請するとともに、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）を支払うよう周知します。

エ 労働災害防止対策の推進

広島第14次労働災害防止推進計画の重点事項が、労働者の協力のもと、事業者において的確に推進されるよう指導・支援を展開します。

(ア)転倒・腰痛等の行動災害防止対策のため、労働者の身体機能の維持・向上に向けた取組を推進します。

(イ)高年齢労働者の労働災害防止のため、「エイジフレンドリーガイドライン」の普及とともに、「エイジフレンドリー補助金」の利用勧奨を促進します。

(ウ)建設業の「墜落・転落」防止に係るリスクアセスメントの普及を図ります。

(エ)製造業の「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のため、必要な対策の実施状況を確認し、指導を徹底します。

(オ)陸上貨物運送事業のトラックからの荷の積み卸し作業に係る「墜落・転落」災害防止対策の指導を徹底します。

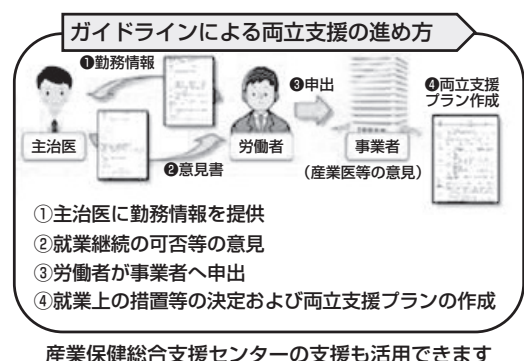
オ 労働者の健康確保対策の推進

(ア)特に、中小企業・小規模事業者に対して、産業保健サービスを提供するとともに、メンタルヘルス対策への取組を促します。

(イ)新たな化学物質規制に関する改正労働安全衛生関係法令を周知指導します。

(ウ)建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則を周知指導するとともに、工事発注者に対して取組を促します。

(エ)広島産業保健総合支援センターと連携して、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を周知するとともに、「広島県地域両立支援推進チーム」の活動を通して、関係機関との連携を深め、企業における取組を促進します。



～ 令和6年度 広島労働局 安全衛生等関係職員一覧 ～

広島労働局長 釜石 英雄

労働基準部長 木下 麻子（前職 兵庫労働局 労働基準部長）

労働基準部（監督課・健康安全課）			前	職
監督課 Tel082-221-9242	監督課長	伊 達 健 司	監督課	監察監督官
	副主任監察監督官	毛 利 伸	広島中央署	第一面主任監督官
	監察監督官	加 藤 秀 樹	福山署	第一方面主任監督官
	監察監督官	八 木 勝 也	広島北署	安全衛生課長
	特別司法監督官	橋 口 佑 一		
	専門監督官	荒 木 勇 太		
	専門監督官	福 丸 安 彦		
健康安全課 Tel082-221-9243	健康安全課長	山 埜 典 文	鳥取労働局	監督課長
	副主任衛生専門官	丹 生 伸 英	三原署	安全衛生課長
	安全専門官	三 宅 典 久	広島中央署	安全専門官
	安全係長	羽 倉 孝 幸	広島中央署	第二方面主任監督官
	安全係長	大 原 裕 幸		
	衛生係長	竹 林 祐 一		
	衛生係主任	馬屋原 一 海		
	衛生専門官	関 谷 龍 二		

労働基準監督署			前	職
広島中央署 【監督部署】 Tel082-221-2460 【安衛部署】 Tel082-221-2459	署 長	和 崎 克 則		
	副署長	伊 達 稔 子	広島中央署	安全衛生課長
	第一方面主任監督官	谷 本 真 也	三次署	監督・安衛課長
	第二方面主任監督官	白 濱 一 雄	雇用環境均等室	指導係主任
	第三方面主任監督官	清 水 勇 詞	福山署	安全衛生課長
	第四方面主任監督官	荻 野 香 広	広島北署	安全衛生課 安全専門官
	安全衛生課長	宮 本 健 一		
	安全専門官	仁 井 田 洋 宏		
	労働基準監督官	里 山 信 宏		
呉 署 【監督部署】 Tel0823-22-0005 【安衛部署】 Tel0823-88-2940	署 長	伊 藤 俊 哉	総務課	総務企画官
	副署長	中 野 晃 義	三原署	監督課長
	第一方面主任監督官	坂 本 年 紀	健康安全課	衛生係長
	第二方面主任監督官	荻 野 晃 啓		
	第三方面主任監督官	後 藤 麻 美		
	安全衛生係長	伊 藤 和 博		
福山署 【監督部署】 Tel084-923-0005 【安衛部署】 Tel084-916-3180	署 長	石 井 あづ子	賃金室長	
	副署長	藤 岡 裕 士	呉署	第一方面主任監督官
	第一方面主任監督官	原 田 雅 司	広島中央署	労災課 補償係長
	第二方面主任監督官	森 岡 一 郎		
	第三方面主任監督官	望 月 千 尋	健康安全課	安全専門官
	第四方面主任監督官	巻 幡 信 之 介		
	安全衛生課長	河 上 隆 一		
	労働基準監督官	高 山 和 幸		
	安全専門官	皿 田 直 之		
三原署 Tel0848-63-3939	署 長	村 上 敏 昭	広島北署	監督課長
	監督課長	松 村 公 輔	尾道署	安全衛生課長
	安全衛生課長	和 田 知 宏	監督課	副主任監察監督官
尾道署 Tel0848-22-4158	署 長	藤 本 泰 彦	外国人技能実習機構広島事務所	指導課係長
	監督課長	大 村 啓 太		
	安全衛生課長	高 瀬 拓		
三次署 Tel0824-62-2104	署 長	坂 根 紀 雄	広島中央署	第四方面主任監督官
	監督・安衛課長	山 本 龍 之 介	下松署	監督・安衛課
	労働基準監督官	谷 本 尚 亮		
広島北署 Tel082-812-2115	署 長	笠 井 義 弘	呉署	第二方面主任監督官
	監督課長	川 崎 昭 宏	福山署	第三方面主任監督官
	安全衛生課長	松 下 博 昭	廿日市署	安全衛生課 安全衛生係長
	安全衛生係長	大 貝 真 理 乃	監督課	特別司法監督官
廿日市署 Tel0829-32-1155	署 長	村 上 勝 彦		
	監督課長	藤 田 章 仁		
	安全衛生課長	村 田 隆 志		
	安全衛生係	小 西 隆 之	三次署	監督・安全衛生課 安全専門官

広島労働局から周知依頼がありました

令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」

令和6年5月1日～9月30日

準備期間4月、重点取組期間7月

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約800人が4日以上仕事を休んでいます。

労働災害防止キャラクター

チュウイカン吉

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

キャンペーン
実施要項

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装	準備期間に検討した服装を着用
☐ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
☐ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
☐ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

2024年（令和6年）4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます

労働時間、休日

労働時間の上限は、1日8時間、1週40時間（10人未満の商業、映画・演劇業、保険衛生業、接客娯楽業は44時間）です（※1）（労働基準法第32条、第40条）。

また、少なくとも1週間に1日。または4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません（労働基準法第35条）。

この労働時間の上限を越えてまたは休日に働かせるには、あらかじめ労使協定（36協定）を結び（※2）、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります（労働基準法第36条）。

（※1）変形労働時間制などを採用する場合は、この限りではありません。

（※2）過半数労働組合、または過半数組合がない場合は労働者の過半数代表者との書面による協定

➤ 時間外労働及び休日労働の上限について

36協定で定めることのできる時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間（対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間）です。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特例条項）には、年6か月まで月45時間を超えることができますが、その場合でも

- ・時間外労働が年720時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

としなければなりません。

なお、いずれの場合においても、以下を守らなければなりません。

- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内

時間外労働の上限規制のイメージ

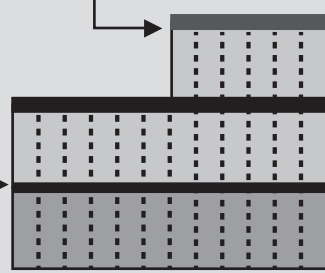
法律による上限

（特別条項/年6か月まで）

- ✓年720時間
 - ✓複数月平均約80時間*
 - ✓月100時間未満*
- * 休日労働を含む

法定労働時間

- ✓1日8時間
- ✓週40時間



1年間=12か月

◆以下の事業・業務は、2024年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。

- ・建設事業・自動車運搬の業務・医師
- ・鹿児島・沖縄砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります）

◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

法律による上限（限度時間の原則）

- ✓月45時間
- ✓年360時間

※ 建設業は、令和6年4月1日から一般業種と同じく上限規制が適用されます。ただし、災害時における復旧及び復興の事業については、時間外・休日労働を単月100時間未満、複数月平均80時間以内とする規定は適用されません。

令和4年・令和5年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和6年2月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ ・巻き込 まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	感電	爆発 火災	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 4年	(4) 87	(1) 34				(1) 16					1		1	(1) 8	20	79	(7) 361
令和 5年	(2) 107	(1) 34			(2) 15						2	2	1	17	20	2	(5) 351

() 内は、死亡で内数

令和4年・令和5年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和6年2月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和4年			令和5年			増減数	令和4年			令和5年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 /全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	5	2,277	2282	4	1,393	1,397	-885	2	111	113	1	100	101	-12	-10.6	7.2
呉	3	891	894	2	397	399	-495	1	30	31	1	26	27	-4	-12.9	6.8
福 山	4	1,385	1389	4	845	849	-540	1	56	57	1	73	74	17	29.8	8.7
三 原	2	485	487	5	278	283	-204		17	17	1	17	18	1	5.9	6.4
尾 道	2	410	412	3	274	277	-135		25	25		15	15	-10	-40.0	5.4
三 次	1	552	553	1	247	248	-305		12	12		21	21	9	75.0	8.5
広 島 北	6	1,043	1049	5	576	581	-468	2	53	55		61	61	6	10.9	10.5
廿 日 市	4	1,034	1038	1	412	413	-625	1	50	51	1	33	34	-17	-33.3	8.2
合 計	27	8,077	8,104	25	4,422	4,447	-3,657	7	354	361	5	346	351	-10	-2.8	7.9

令和5年・令和6年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和6年2月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ ・巻き込 まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	感電	爆発 火災	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 5年	12			4	1	2	2					1		1	1		24
令和 6年	11	4		1	1		12	1	1					3	2		36

() 内は、死亡で内数

令和5年・令和6年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和6年2月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和5年			令和6年			増減数	令和5年			令和6年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 /全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央		177	177		122	122	-55		6	6		11	11	5	83.3	9.0
呉	1	72	73		20	20	-53		1	1				-1	-100.0	
福 山		69	69	1	80	81	12		5	5		11	11	6	120.0	13.6
三 原	1	58	59		35	35	-24		3	3		3	3	0	0	8.6
尾 道		59	59		21	21	-38		1	1		2	2	1	100.0	9.5
三 次		27	27		29	29	2					3	3	3	300.0	10.3
広 島 北	2	63	65		32	32	-33		3	3		1	1	-2	-66.7	3.1
廿 日 市		49	49	1	33	34	-15		5	5		5	5	0	0	14.7
合 計	4	574	578	2	372	374	-204		24	24		36	36	12	50.0	9.6

令和6年度講習計画(令和6年4月～6月末までの計画)

講習名		実施場所	受付分会	開催日		
				4月	5月	6月
技能講習	足場の組立て等作業主任者	福山市	福山分会			4～5
		尾道市	尾道分会			26～27
	型枠支保工の組立て等作業主任者	福山市	福山分会		20～21	
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	広島市	県支部			19～21
	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	広島市	県支部		27～28	
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	広島市	県支部			16～17
特別教育・準じた教育	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	広島市	県支部		10・11・13	
	足場の組立て等特別教育	広島市	福山分会	17		7
		福山市	尾道分会		28	
		尾道市	福山分会			18
	石綿取扱い作業従事者特別教育	福山市	福山分会			17
	自由研削と石取替え等業務	福山市	県支部	25		
		広島市	福山分会	19		
		福山市	三次分会		23	
能力向上・安全衛生教育等	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	三次市	呉分会			11
	現場管理者統括管理	呉市	福山分会		15	
		福山市	県支部			6
	足場の組立て等作業主任者能力向上(定期)教育	広島市	県支部		30	
	施工管理者のための足場点検実務者研修	広島市	県支部		30	
	建設業における熱中症予防指導員・管理者研修	広島市	広島分会			4
	職長・安全衛生責任者教育	広島市	呉分会		23～24	
		呉市	福山分会			5～6
		福山市	尾道分会			19～20
		尾道市	三次分会		16～17	
		三次市	県支部			24～25
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	広島市	県支部		15	
	建設工事に従事する労働者のための教育「建設従事者教育」(6時間)			*要請により、随時実施		

※受付状況等の詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。



令和6年度登録講習計画(令和5年6月～8月末までの計画)

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	実施場所	受付	6月	7月	8月
	広島市	県支部	13～14	—	1～2

※「建築物石綿含有建材調査者講習」の申込みの受付開始日は開催日の2ヶ月前の当日です。

(但し、土・日・祝日の場合は翌営業日とします。)

詳細は建災防広島県支部のホームページにてご確認ください。

<https://www.jcosha-hiroshima.jp/>

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252
呉分会(0823)22-6886
福山分会(084)924-4320

三原分会(0848)63-9920
尾道分会(0848)22-8918

三次分会(0824)62-4391
廿日市分会(0829)31-0196